

平成31年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会議事録

- 1 開催日 平成31年4月25日（木曜日）
- 2 開催時間 午後3時30分開会 午後4時15分閉会
- 3 開催場所 旭川市7条通9丁目 旭川市民文化会館 3階 大会議室
- 4 出席委員 19名
1番・宿谷 昌一 2番・鷺尾 勲 3番・川上 和幸 4番・山口 喜松
5番・一宮 敏昭 6番・鹿野 直子 7番・松木 一幸 8番・笹田 文彦
9番・清水 利秋 10番・高倉 伸淳 11番・石尾 卓也 12番・滝川 岳雪
13番・宮嶋 睦子 14番・平 克洋 15番・吉田 清 16番・波能 隆
17番・柿木 和恵 18番・鈴木 剛 19番・幅崎 勝良
- 5 欠席委員 なし
- 6 会議出席 津村 事務局長 大谷 農地係長 清原 農地係主査
事務局職員 長根 農地係主任 荒 農地係主任 武田 農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録 1番・宿谷 昌一 2番・鷺尾 勲
署名委員
- 9 議事内容
(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
(3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
(4) 議案第4号 現地目証明願について
(5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
(6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
(7) 報告第3号 農地法第41条第1項の規定に基づく通知について
(8) 報告第4号 あっせん候補者の登録について
(9) 報告第5号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、平成31年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は全員でありますので、部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立いたしております。
- それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 1番宿谷委員、2番鷺尾委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
- また、会議につきまして、発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

-
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。

- 事務局（清原 主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数といたしましては、所有権移転が、東鷹栖地区で4件、江神地区で1件、東旭川地区で4件の計9件、賃貸借権設定が東鷹栖地区で1件、東旭川地区で1件の計2件、使用貸借権設定が東鷹栖地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で2件の計4件 合計15件でございます。
- それでは、内容について御説明いたします。
- 番号1番ないし4番につきましては、譲渡人が譲受人に貸し付けている農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号5番につきましては、譲渡人が所有する農地を親族である譲受人に贈与し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号6番及び8番につきましては、譲渡人が稼働力不足のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号7番につきましては、土地の所有者が自己破産したことにより、裁判所が選任した破産管財人が土地を任意売却し、債務の弁済に充てるため、申請地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号9番につきましては、譲渡人が高齢のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号10番につきましては、貸主が水田専業農家であることから、所有する農地のうちの畑を借主に賃貸し、借主が経営規模拡大を図る案件です。
- 番号11番につきましては、貸主が高齢のため、所有する農地を借主に賃貸し、借主が農業に精励しようとする案件です。
- 番号12番につきましては、貸主が高齢のため、所有する農地を親族である借主に貸し付け、借主が経営の安定を図る案件です。
- 番号13番につきましては、貸主が高齢のため、所有する農地を借主に貸し付け、借主が経営規模拡大を図る案件です。
- なお、借主である法人につきましては、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たし、農地所有適格法人であることを確認しております。
- 番号14番につきましては、貸主が高齢のため、所有する農地を親族である借主に貸し付け、借主が農業に精励しようとする案件です。
- 番号15番につきましては、貸主が所有する農地を、自身が代表を務め

る法人に貸し付け、借主が経営の安定を図る案件です。

なお、借主である法人につきましては、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たし、農地所有適格法人であることを確認しております。

お手元の農地法第3条調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（松木 一幸） はい、7番松木です。

番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号10番、番号12番について補足説明いたします。

番号1番ないし4番につきましては、貸主が借主に賃貸している農地を借主に譲渡し、借主が経営の安定を図る案件です。

番号10番につきましては、貸主が水稻専業農家であることから、所有する畑を借主に賃貸し、借主が経営規模拡大を図るという案件です。

番号12番につきましては、貸主が高齢のため、所有する農地を親族である借主に貸し付け、借主が経営の安定を図る案件ということで、いずれの案件も問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

○委員（清水 利秋） はい、9番清水です。

番号5番につきましては、譲渡人が所有する農地を、親族である譲受人に贈与し、譲受人が経営の安定を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくお願いたします。

○委員（鹿野 直子） はい、6番鹿野です。

番号6番及び8番につきましては、譲渡人が稼働力不足のため、番号7番につきましては、土地所有者の自己破産による財産処分のため、番号9番につきましては、譲渡人が高齢のため、それぞれ所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくお願いたします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。

番号11番、番号15番について補足説明いたします。

番号11番につきましては、貸主が高齢のため、所有する農地を借主に賃貸し、借主が農業に精励しようとする案件ということです。

番号15番につきましては、貸主が所有する農地を、自身が代表を務める法人に貸し付けし、借主が経営の安定を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくお願いたします。

○委員（吉田 清） はい、15番吉田です。

番号13番につきましては、譲渡人が高齢のため、所有する農地を借主に貸し付け、借主が経営の安定を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

○委員（笹田 文彦） はい、8番笹田です。

番号15番につきましては、譲渡人が高齢のため、所有する農地を親族である借主に貸し付け、借主が農業に精励しようとする案件ということで問題ないと考えます。

○議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番ないし9番、賃貸借権設定番号10番及び11番、使用貸借権設定番号12番ないし15番について、審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第1号異議なしと認め、許可することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（武田 主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
まず、議案9ページを御覧ください。
本件の転用目的は、自己の農地に農機具格納庫等の農業用施設を設置するものであります。
農地区分につきましては、市街化調整区域内において、概ね10ha以上の規模となる一団の農地の区域内にあり、高性能農業機械による営農に適している農地として区分されることから、甲種農地と判断されます。
次に資料、第2号 番号1の位置図、土地利用計画図及び意見書案を御覧いただき、位置図をお開きください。
申請地は、JR西神楽駅から南南西方向へ約1kmのところに位置します。
次に、位置図と合わせて土地利用計画図を御覧ください。
農機具格納庫、通路兼屋外作業場等の農業用施設の配置計画図となります。
次に、許可基準について御説明いたします。
次ページの意見書を御覧ください。
甲種農地の転用は原則として許可することができないこととなっておりますが、不許可の例外として農地法施行令第4条第1項第2号イに「申請に係る農地を農業用施設の用に供するために行われるもの」とあり、今回の申請は当該農業用施設に該当します。
転用の確実性につきましては、残高証明書類を確認しており問題ないと思われまます。
転用計画面積につきましては、土地利用計画図から妥当な面積であると思われまます。
転用が行われることによる周辺の農地等に係る営農条件への影響については、申請地は公衆用道路、自己所有の宅地及び農地に囲まれていることから支障がないと思われまます。
転用面積が30アール以下の農業用施設の転用案件は、北海道農業会議への意見聴取が不要とされていることから、農地法第4条第4項及び同第5項に基づき、北海道農業会議への意見聴取を行わず、北海道に進達したいと考えております。
以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（吉田 清） はい、15番吉田です。
ただいま事務局から説明があったとおりですが、番号1番につきましては、自己の農地に農機具格納庫等の農業用施設を設置する申請であり、地区として問題ないと考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号1番について審議願ひます。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第2号異議なしと認め、北海道農業会議

への意見聴取は行わず、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

-
- 議長（鈴木 剛） 続きますで、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。
御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転が、西神楽地区が7件、東旭川地区が1件の計8件でございます。
賃借権等設定は165件あり、地区ごとの件数といたしましては、東鷹栖地区が18件、永山地区が12件、江神地区が19件、西神楽地区が14件、東旭川地区が102件となっております。
集積面積は、約414.29ヘクタールでございます。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
賃借権等設定の番号3番につきましては、石尾委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委員（石尾 卓也） （退席）
- 議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
賃借権等設定の番号3番につきましては、農地保有合理化事業による貸付案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（滝川 岳雪） はい、12番滝川です。
賃借権等設定の番号3番について補足説明いたします。
賃借件等設定の番号3番につきましては、農地保有合理化事業による貸付案件です。
借主に関して特段の問題はないので、よろしく願いいたします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号3番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号3番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（石尾 卓也） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 石尾委員が関係する案件について決定をいたしました。
続きますで、賃借権等設定の番号23番の案件につきましては鷺尾委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。
- 委員（鷺尾 勲） （退席）

- 議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
 それでは、内容について御説明いたします。
 賃借権等設定の番号23番につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
 この計画につきましても、先程の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。
 賃借権等設定の番号23番について補足説明いたします。
 賃借権等設定の番号23番につきましては、期間満了に伴う再設定の案件です。
 借主に関して特段の問題はないので、よろしくお願いたします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号23番について、審議願います。
 御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号23番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（鷺尾 勲） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 鷺尾委員が関係する案件について決定をいたしました。
 続きまして、賃借権等設定の番号83番ないし91番の案件につきましては、高倉委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。
- 委員（高倉 伸淳） （退席）
- 議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
 それでは、内容について御説明いたします。
 賃借権等設定の番号83番ないし91番につきましては、すべて期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
 この計画につきましても、先程の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（鹿野 直子） はい、6番鹿野です。
 賃借権等設定の番号83番ないし91番について補足説明します。
 いずれも、期間満了に伴う再設定の案件であり、借主に関して特段の問題はないと考えますので、よろしくお願いたします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号83番ないし91番について、審議願います。
 御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号83番ないし91番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（高倉 伸淳） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 高倉委員が関係する案件について決定をいたしました。
 続きまして、賃借権等設定の番号154番ないし160番の案件につきましては、笹田委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与

の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

- 委員（笹田 文彦）
- 議長（鈴木 剛）
- 事務局（荒 主任）

（退席）

それでは事務局から説明いたします。

事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号154番ないし160番は、もとの借主が法人を設立したことに伴う利用権移転案件であり、個人名義で借り受けていた農地を法人名義で借り受けることで、経営の安定を図るものです。利用権移転については、もともと設定されていた利用権の残りの期間で行うものであり、これについて貸主の同意が得られています。

また、借主の法人につきましては、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たし、農地所有適格法人であることを確認しております。

この計画につきましても、先ほどの案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛）
- 委員（高倉 伸淳）

ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

はい、10番高倉です。

賃借権等設定の番号154番ないし160番について補足説明いたします。いずれも、もとの借主が法人を設立したことに伴う利用権移転案件ということであり、借主に関して特段の問題はないと考えますので、よろしくをお願いします。

- 議長（鈴木 剛）
- 委員

それでは、番号154番ないし160番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

（意見なし。）

- 議長（鈴木 剛）

発言がございませんので、賃借権等設定の番号154番ないし160番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

- 委員（笹田 文彦）
- 議長（鈴木 剛）

（着席）

笹田委員が関係する案件について決定をいたしました。

引き続き、他の案件について審議を求めます。

事務局から説明いたします。

- 事務局（荒 主任）

事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

所有権移転の8件につきましては、すべて農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。

議事参与制限の18件を除いた賃借権等設定147件の内訳につきましては、農地保有合理化事業による貸付案件が2件、期間更新案件が95件、借主変更案件が27件、新規賃借権設定案件が18件、利用権移転案件が5件となっております。

このうち、番号62番については、貸主の法人設立に伴い、貸主が所有する農地を自身が代表を務める法人に貸し付け、借主が経営の安定を図るものです。

借主の法人は、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たし、農地所有適格法人であることを確認しております。

また、番号161番ないし165番については、もとの借主が代表を務める法人への利用権移転案件であり、個人名義で借り受けていた農地を法人名義で借り受けることで、経営の安定を図るものです。利用権移転につ

いては、もともと設定されていた利用権の残りの期間で行うものであり、これについて貸主の同意が得られています。

以上、147件の計画につきましても、先ほど御審議いただいた18件の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（平 克洋） はい、14番平です。

番号1番、2番及び7番につきましては、譲受人があっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（波能 隆） はい、16番波能です。

番号3番及び6番につきましては、譲受人があっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（吉田 清） はい、15番吉田です。

番号4番及び5番につきましては、譲受人があっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（石尾 卓也） はい、11番石尾です。

番号8番につきましては、譲受人があっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番ないし8番並びに賃借権等設定番号1番及び2番、4番ないし22番、24番ないし82番、92番ないし153番、161番ないし165番について審議願ひます。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第3号異議なしと認め、計画を決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願ひについて」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第4議案第4号「現地目証明願ひについて」を御説明いたします。

西神楽地区で2件の願ひ出があり、願ひ出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果は、表中程にあります利用状況欄に記載の利用状況となっております。

現地目証明事務処理要領第9条に基づき提案いたしますので、御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（吉田 清） はい、15番吉田です。

番号1番及び2番について、補足説明します。

番号1番につきましては、従前から住宅1棟があるほか、家庭菜園、建物跡地、庭となっており、番号2番につきましては、従前から家庭菜園及

び雑種地となっていることから、いずれも農採地以外と判断しましたので、よろしくお願いいたします。

- 議長（鈴木 剛） 確認してもよいでしょうか。
これは何月何日に現地調査を行ったのでしょうか。
- 事務局（長根 主任） 事務局。
4月16日です。
- 議長（鈴木 剛） 雪はなかったのですか。
- 事務局（長根 主任） 事務局。
ありませんでした。
- 議長（鈴木 剛） それでは、議案第4号について審議願います。御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第4号異議なしと認め、証明することに決定いたします。

-
- 議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」でありますが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、江神地区で2件、西神楽地区で2件、東旭川地区で3件、合計7件の届出がありました。
届出の内訳としましては、番号1番は持分放棄及び相続による取得であり、番号2番ないし7番は、すべて相続による取得でございます。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問ございませんか。
- 委員（鹿野 直子） 6番鹿野です。
持分放棄・相続というのはどういうことでしょうか。
- 事務局（清原 主査） 事務局。
対象地につきましては、もともと2分の1ずつ2人が共有していた土地でございます。
その内1人は亡くなられたということで、その方の持分については相続により所有権が移転し、もう1人の方は健在ですが、自身の持分について放棄したことにより、権利取得者に所有権が移転したということになります。
- 議長（鈴木 剛） ほかにありませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。

-
- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（長根 主任） 事務局。
日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、

農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、西神楽地区で1件、東旭川地区で17件の合計18件あり、これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問ございませんか。
○委員（意見なし。）
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。
-

- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第7報告第3号「農地法第41条第1項の規定に基づく通知について」事務局から説明いたします。

- 事務局（武田 主任）

事務局。
日程第7報告第3号「農地法第41条第1項の規定に基づく通知について」を御説明いたします。

1番の農地は、平成29年度農地利用状況調査の中で発見した農地法第32条第1項第1号に該当する遊休農地であり、かつ、その農地の所有者等を確認できなかったため、平成30年度第6回農地部会において御審議いただき、平成30年10月4日から平成31年4月4日まで6か月間公示を行ったものです。

その間、所有者等から申出がなかったことから、農地法第41条第1項に基づき平成31年4月12日に農地中間管理機構にその旨を通知したことを御報告します。

今後の事務の流れでございますが、農地中間管理機構が北海道知事に対して当該遊休農地に利用権を設定すべき旨の裁定を申請し、知事が裁定を行ったときは、農地中間管理機構が利用権を取得し、担い手へ貸し付けることができるようになります。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問ございませんか。
○委員（意見なし。）
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。
-

- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第8報告第4号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので、報告いたします。

事務局から説明いたします。

- 事務局（清原 主査）

事務局。
日程第8報告第4号「あっせん候補者の登録について」は、西神楽地区で4件、東旭川地区で1件、合計5件の申出があり、議案の名簿登録年月日の日付で登録を行い、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問ございませんか。
○委員（意見なし。）
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第4号を終わります。
-

- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第9報告第5号「農地所有適格法人の報告について」事務局から説明いたします。

- 事務局（武田 主任）

事務局。
日程第9報告第5号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いた

します。

年度初めの報告に際し、農地所有適格法人の報告に係る説明を簡単にさせていただきますと思います。

農地所有適格法人の報告については、農地法第6条第1項において、「農地所有適格法人は農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない」とされており、農地法施行規則第58条第1項では、その報告は「毎年事業年度の終了後3か月以内に農地又は採草放牧地の所在地を所管する農業委員会に提出しなければならない」と定められています。

次に農地所有適格法人の要件についてですが、農地法第2条第3項において、農地所有適格法人は「法人の形態」「事業」「構成員」「業務執行役員」について、それぞれ定めを満たすことが必要であるとされています。

農業委員会では、法人から提出された報告書により、法人がこれらの要件を満たしているか把握し、要件を満たされていない法人に対しては、要件を満たすよう指導することになっております。

それでは、議題の説明に入ります。

本件について報告書の提出があった法人は、1番から14番の14法人です。これらの法人につきまして、別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

なお、10番の法人については、昨年度中に旭川市内の農地を全て売却しているため、法人の報告は今回で最後となります。

また、11番の法人については報告書において構成員要件を満たしませんでした。電話にて農業従事日数が規定の日数を超え、適格法人の要件を満たすことを確認したところでございます。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第5号を終わります。

-
- 議長（鈴木 剛） 以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。
これもちまして、平成31年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会を閉会いたします。